

令和6年第2回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和6年3月8日（金） 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和6年第2回北区教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、日程第1、第3号議案「東京都北区教育委員会事務局の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則」から、日程第4、第6号議案「義務教育学校の設置に伴う関係教育委員会規程の整備に関する規程」までを一括して議題に供します。

教育政策課長から説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育政策課長です。それでは日程第1から日程第4まで一括してご説明いたします。

初めに、第3号議案「東京都北区教育委員会事務局の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則」についてです。

議案書の4ページ、説明欄をお願いいたします。

教育委員会事務局の組織を改正するため、この規則案を提出するものです。児童福祉・子ども施策に関する事務につきましては、これまで区長から教育委員会への権限の委任等を受けまして、これらの事務を所管する子ども未来部を教育委員会事務局に設置しておりましたが、この委任等を解除し、令和5年第4回東京都北区議会定例会にて成立した東京都北区組織条例の一部を改正する条例におきまして、子ども未来部は、令和6年4月1日から区長部局に設置されることとなったため、教育委員会事務局の子ども未来部を廃止するものでございます。

それでは、5ページにお進みいただき、「東京都北区教育委員会事務局庶務規則 新旧対照表」をご覧ください。

改正前の第2号で、教育委員会事務局に子ども未来部を置くことを定めておりますが、この部分を削除させていただくものです。

続いて6ページ、第13条をご覧ください。

こちらは各部署の分掌事務を定める規程ですが、子ども未来部に関する部分を削除するとともに、改正後の欄でございますけれども、教育政策課に部活動の地域連携及び地域移行に関することを分掌する課務担当主査を、教育指導課に教育指導事務の調整に関することを分掌する課務担当主査をそれぞれ設置するものでございます。

続きまして9ページのほうお進みいただきまして、こちら以降の東京都北区教育委員会事案決定規則他2件の規則につきまして、今回の組織改正に伴う規程の整備を行う他、所要の規程の整備を行うといったものでございます。

次に3ページにお戻りいただきまして、3ページから4ページにかけての記載のある第5条です。

お示しの東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則他2件の規則につきまして、区長の権限に属することとなるため、教育委員会規則としては廃止させていただくといったものでございます。

最後に付則でございます。この規則は、令和6年4月1日から施行するものでござい

ます。

なお、第5号議案「東京都北区教育委員会事務局の組織改正に伴う関係教育委員会規程の整備に関する規程」、こちらにつきましても同様に、関係する教育委員会規程について、組織改正に伴う規程の整備等を行うものでございますので、説明のほうは省略させていただきます。

続きまして、第4号議案「義務教育学校の設置に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則」についてです。

議案書の5ページ、説明欄をお願いいたします。

義務教育学校の設置に伴う規程の整備を行うため、この規則案を提出するものです。

北区立都の北学園の設置に伴い、関係規程について規程の整備を行うものでございます。

それでは、6ページにお進みください。

こちらは東京都北区立学校の管理・運営に関する規則の新旧対照表ですけれども、お示しのとおり、小学校、中学校と規程する部分について、義務教育学校を追加するものでございます。

続きまして、11ページ以降、こちらの11ページ、東京都北区学校運営協議会規則他5件の規則についても同様に、都の北学園の設置に伴う規程の整備を行うものでございます。

最後に5ページにお戻りいただきまして付則となります。この規則は令和6年4月1日から施行するものでございます。

なお、第6号議案「義務教育学校の設置に伴う関係教育委員会規程の整備に関する規程」につきましても、同様に関係する教育委員会の規程について、都の北学園の設置に伴う規程の整備を行うものでございますので、説明のほうは省略させていただきたいと存じます。

本件に関する説明は以上とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

清正委員長

ご説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正委員長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正委員長

ご異議ないと認め、第3号議案から第6号議案までについては、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第5、第7号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を議題に供します。

教育指導課長から説明をお願いいたします。

教育指導課長

教育指導課長です。私から、第7号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

資料1ページ、説明欄をご覧ください。今回の改正は、幼稚園教育職員の勤勉手当の支給月を改めるため規則改正を行うものです。施行期日でございますが、令和6年4月1日から施行することといたします。

また、区長部局についても、同様の各関係規則の改正を行っております。

以上、第7号議案について説明させていただきました。

清正委員長

ご説明ありがとうございました。本件につきましてご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正委員長

ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正委員長

ご異議ないと認め、第7号議案については原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第6、第8号議案「教育財産の公用廃止について」を議題に供します。

学校改築施設課長から説明をお願いいたします。

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長です。

それでは、第8号議案についてご説明をいたします。

恐れ入ります、表紙を1枚おめくりいただきまして、1ページの説明欄をご覧ください。都の北学園の土地の一部を公用廃止するため、本案を提出するものでございます。

次に、記書きの1の廃止に係る教育財産をご覧ください。地番は、神谷二丁目30番13号、土地面積の28平米の公衆用道路でございます。こちらの道路につきましては、2ページの配置図にもございますとおり、南校舎東側に位置する道路でして、建築基準法第42条第2項の道路に該当しており、新たに学校施設を建設する際は、現況の道路の中心線から2メートル後退する必要があるとございます。道路中心線から2メートル後退した時に、学校用地に食い込む28平米の土地のみ公用廃止し、区が管理する道路とするため、本案を提出いたします。

記書きの2にございますとおり、公用廃止日、令和6年4月1日でございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

清正委員長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正委員長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正委員長 ご異議ないと認め、第8号議案については原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第7、報告第2号「教育に関する議案作成に係る意見聴取に対する回答について(予算関係)(令和6年第1回東京都北区議会定例会)」です。

本件につきましては、意思形成過程である案件のため、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正委員長 それでは、ただ今より会議を非公開といたします。恐れ入りますが、傍聴の方はご退席をお願いいたします。

**【非公開】**

清正委員長 次に、日程第8、報告第3号「教育に関する議案作成に係る意見聴取に対する回答について(条例等関係)(令和6年第1回東京都北区議会定例会)」です。

本件につきましても、意思形成過程にある案件のため、引き続き非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正委員長 それでは、引き続き会議を非公開とさせていただきます。

**【非公開】**

清正委員長 ただ今より会議を公開といたします。傍聴の方は入室を許可いたします。

それでは日程第9、報告第4号「『北区教育ビジョン2024』(案)のパブリックコメント実施結果について」、教育政策課長から説明をお願いします。

教育政策課  
長

教育政策課長です。それでは、報告第4号「教育ビジョン2024」（案）のパブリックコメントの実施結果についてご報告をさせていただきます。

それでは、表紙をおめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。こちらは表題にお示しのとおり、パブリックコメントの実施結果についてご報告させていただくものです。

続きまして2ページお願いいたします。資料の1となります。こちらの1番、パブリックコメントの概要に記載がございますけれども、お示しの期間において意見提出者10名、99件のご意見をいただきました。

続きまして2番の提出された意見の要旨と区の考え方についていくつかご紹介させていただきたいと思っております。なお、類似の意見や区としての回答が同一になるものについてはまとめさせていただいておりますので、ご了承いただければと思います。

恐縮です。初めに3ページ、次のページへお進みいただきまして、左側の番号でいきますとナンバーの5番です。こちらは、全国学力・学習状況調査結果に関する記述について、学校ごとに大きな格差がある旨を記載し、克服すべき課題として設定すべき、との意見です。

右側、区の考え方ですが、学力調査結果については、児童・生徒数の異なる学校同士を平均正答率等で比較することが妥当ではなく、また学校の序列化につながる恐れもあるため、学校別平均正答率等は公表していないことをお答えするとともに、学校と教育委員会が連携して課題克服に努めている旨を回答しております。

続きまして4ページにお進みいただきまして、次のページになります。ナンバーの15番です。こちらはいじめに関する記述について、「いじめの発生を減らすことはもとより、発生したいじめを確実に解消するための取り組みの充実が求められる」といった案における記載を「いじめほどの学校においても存在するんだということを前提に、発生したいじめを積極的に認知し、解消するための取り組みの充実が求められている」という記載に修正すべきといったご意見です。

右側、区の考え方ですが、こちらにはいじめ防止条例の前文全てを記載していますが、その中に、あらゆる場で「いじめをしない、させない、許さない」ための行動を実践し、いじめやこれに類する行為の根絶に努めなければならないことや、いじめをなくし、子どもたちが安心して健やかに成長することができる地域社会の実現を目指すこと、これらの記載があるように、条例の趣旨を踏まえた記載をしている旨をお答えするとともに、既に各学校において積極的ないじめの認知に努めていることを回答させていただいております。

続きまして、次のページ、6ページお願いいたします。ナンバーの29番です。こちらは、「北区立学校不登校対応基本方針（案）」について、区内の私立中学や都立特別支援学校の不登校生徒は対象外なのかといったご質問です。

右側、区の考え方ですが、「北区立学校不登校対応基本方針（案）」は、区立学校に通う児童・生徒を対象として検討をしている旨をお答えするとともに、教育総合相談センターにおける不登校に関する相談については、在籍する学校等を問わず対応していますが、児童・生徒への具体的な対応については、在籍する学校等の方針に基づき対応することが基本であると考えている旨を回答しております。

続きまして9ページお願いいたします。9ページへお進みいただきまして、ナンバーの42番です。こちらは、「1人1台端末の活用の推進」について、重点事業として扱うのであれば、課題があることや、課題解消策を具体的に記載すべきといったご意見です。

右側、区の考え方ですが、本計画では、教育DXの推進に関する現状と課題として、児童・生徒の情報活用能力育成の重要性や、教員のICT活用指導力の一層の向上の必要性などについて記載するとともに、課題解決に当たっては、重点事業として位置付けている「1人1台端末の活用の推進」「児童・生徒の情報活用能力の育成」「教員のICT活用指導力重点強化プロジェクト」などの推進を図る中で取り組んでいく旨を回答しています。

続きまして12ページへお進みいただきたく思います。12ページのナンバーの60番です。こちらは、計画案では、計画期間内に実施した施策の成果等を測る基準として、客観的数値を把握できる8つの指標を設定しているが、指標の数値目標などを示すべきであるといったご意見です。

右側、区の考え方ですが、本計画に掲げる施策は多岐にわたるとともに、それぞれの施策が互いに関連していることから、指標への数値目標の設定等はありませんが、ご意見については計画を進めていく上での参考とさせていただき旨を回答しています。

続きまして13ページにお進みいただきまして、ナンバーの65番です。こちらは「北区教育ビジョン」と「北区子ども・子育て支援総合計画」は一体のものとして作成すべきであるといったご意見です。

右側、区の考え方ですが、両計画はそれぞれ根拠法令が異なることから、施策展開や重点的に取り組むべき事業の考え方など、一定の相異があることをお答えするとともに、両計画は相互に関係が深いことから、策定時には両計画を合わせて、通称「北区子どもしあわせプラン」としても発信し、連携しながら施策を推進していく旨を回答しています。

最後になりますが、14ページをお願いいたします。14ページのナンバー77です。こちらは、区内に公立の選抜型の小中一貫校を求めるといったご意見です。

右側、区の考え方ですが、小中一貫校の設置については、東京都が中心となって整備を進めていること、また北区では、区立中学校2校と都立芝商業高校において、連携型中高一貫校といった取り組みを実施していることをお答えした上で、引き続き東京都と区市町村の役割分担の中で、可能な取り組みを推進していく旨を回答させていただいています。

続きまして16ページ、お進みいただきまして、資料の2となります。こちらは、「教育ビジョン2024」（案）からの修正箇所の一覧となります。

初めに、全体的な修正といたしましては、文章表現・各種データ等をできるだけ最新のものへ時点修正していくことや、軽微な修正などは行わせていただきます。

続きまして、個別の修正箇所についてです。修正箇所にアンダーラインを引いておりますが、令和6年度の当初予算案の内容を反映させた内容がほとんどとなっています。それ以外の修正といたしましては、一番初めの左側に24ページを示す24と記載のある欄については、仮称「北区子ども条例」と記載していたものを「北区子どもの権利と

幸せに関する条例」に修正しています。

また、次のページにお進みいただきますと、こちらは、北区立学校不登校対応方針が取りまとめられたことによる修正を行うとともに、年度別のボックス欄に事業の内訳を追加しております。

こちらの資料については以上となります。

恐縮ですが、報告資料の1ページにお戻りいただきたいと思います。こちら1の要旨の2段落目になります。先ほどのパブリックコメントのところでも少しお話ししましたけれども、「北区教育ビジョン2024」と「北区子ども・子育て支援計画2024」については、両施策の密接な連携の下、推進を図ることが明確となるよう、統一的な通称名「北区子どもしあわせプラン」と、あと、共通のデザインを使用して冊子等を作成し、発信をしていきたいと考えています。

続きまして、4の今後の予定です。現在区議会からの意見聴取を実施しております、3月14日まで実施をしております、その後、内容を精査した上で必要事項があれば修正をした上で、その後3月28日の教育委員会臨時会に付議をさせていただき、ご議決をいただいて、策定へと進めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして本件に関する説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

清正委員長

ご説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(質問・意見なし)

清正委員長

それでは、ご質疑、ご意見ないようですので、本件に関する報告は終了させていただきます。

次、日程第10、報告第5号「『北区子ども・子育て支援総合計画2024』（案）のパブリックコメント実施結果について」お願いいたします。

子ども未来課長

子ども未来課長

子ども未来課長です。

では、すみません。「子ども・子育て支援総合計画2024」（案）のパブリックコメント実施結果につきましてご報告をさせていただきます。

まず、資料の1ページでございますが、要旨につきましては、基本先ほどの「教育ビジョン」と同じですので、すみません、説明割愛させていただきます。

1ページめくっていただきまして、別紙1、パブリックコメントの実施結果でございます。

項目1の概要でございます。意見募集期間、周知方法、閲覧場所、記載のとおりでございます、結果、15名から81件の意見が寄せられ、全てホームページを通してのものでございました。

2の内容につきましては、概略を説明させていただきます。まず第1章、計画に当た

ってのナンバー1でございます。本計画は、前計画を1年前倒しで引き継ぐ旨きちんと明記すべきとのご意見でございまして、区としてもその旨、明記する形で修正を行うことと考えてございます。

次です。紙としては1枚めくっていただいて、資料全体では5ページになります。別紙1としては4ページなんですけど、データ全体としては5ページになります。ナンバー20番というのがあります。一番下です。「18歳未満の子を持つ禁煙治療費助成事業」というのがあるんですが、これも区民の方からのご意見のとおり、子を持つ方、助成の対象となる方が誰かということが分かるような形で修正を行います。

次です。全体のページとしては、資料のページとしては11ページになります。44番という項目があろうかと思うんですが。表のタイトルについてでございまして、グラフのタイトルに年齢のことをきちんと記すべきだといったようなご意見でございまして、こちらについてもそのとおり修正を行いたいと考えてございます。

その2つ下でございます。47番というのがございます。パブリックコメントでお示しした案では、「トワイライトステイ」といったような表現を用いてございました。しかし、こちらの事業については、ショートステイ事業に組み入れられることとなったため、ご意見のとおり「トワイライトステイ」こちらの表現、削除することといたしました。

1ページおめくりいただきまして、資料全体としては12ページのほうです。50番ご覧いただけますでしょうか。こちらも区民の方からのご意見のとおり、「放課後子ども教室（一般登録）」といったような取り組みにつきまして、注釈を加え、誤解のないような記載を行っていくといったようなこととございます。

次です。データといたしまして15ページにお進みいただけますでしょうか。資料の15ページでございます。

ナンバー64から下というのが、文言・体裁等について、数多くのご指摘をいただくこととなってしまいました。大変細かくご確認いただき、もう大変ありがたいところなんですけれど、ただ、しっかりと区として配慮が行き届いてこなかった部分がありまして、大いに反省するところと考えてございます。

資料の次、17ページご覧いただけますでしょうか。パブリックコメント実施時点のものからの修正箇所になります。まず全体的な主な修正点でございまして、基本的には、「教育ビジョン」と同じような視点に立って修正を行ってございます。なお、誤字・脱字ですとか、先ほどパブリックコメントでご紹介がありました体裁のところにつきましては、記載を省略してございます。こちらについても概略をご説明させていただきます。

まず17ページの1番下で、冊子のページがございまして、126というのが示されているところでございます。スクールソーシャルワーカーについてでございます。現状といたしまして全中学校区に各1名配置しており、さらに拡充を目指すといったようなこと、また、スーパーバイザーの配置により資質向上を図るといったような形での修正、加筆を行うこととしてございます。

次のページに進みます。18ページでございます。表では131というのがあるかと思えます。病児・病後児保育のことなんですけれど、こちら、「利用料金助成型」と

いう、いわゆる居宅訪問型の事業について、ベビーシッター利用支援事業と併せて実施する形に見直すことから、その旨内容を修正してございます。

では、すみません、1ページ戻りまして、今後の予定でございます。こちらも「教育ビジョン」と内容重複してございますので、説明は省略とさせていただきますが、今現在、区議会会派からの意見聴取を行ってございまして、それを踏まえて最終的な修正を行うか行わないか判断させていただき、28日の次回の教育委員会で付議させていただきます。

以上、ご説明とさせていただきます。

清正委員長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(質問・意見なし)

清正委員長

それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

次、日程第11、報告第6号「(仮称)東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例の基本的な考え方(案)に関するパブリックコメント実施結果について」です。

子ども未来課長から説明をお願いいたします。

子ども未来課長

では、先ほど報告させていただきました条例の、今度はパブリックコメントについてでございます。

では、すみません、1ページをお開きいただけますでしょうか。まず、意見募集期間ですが、昨年12月1日から1月5日までといたしまして、224名の方、これパブリックコメントとしてはかなり多くの人数になるそうでございます。いただきまして、今回、子どもに関する取り組みということで、子ども向けに分かりやすい表現を用いた子ども向けのホームページ作ったんですが、187名の方のご意見をいただきました。同様に、寄せられた意見数367件でございますが、子ども向けホームページからは208件の意見が寄せられております。

パブリックコメントに関する意見、それに関する区の考え方につきましては、1ページの中段やや下から始まります。

では、こちらについて概略、説明させていただきます。

まず条例の名称でございます。子ども・子育て会議の中では最も多く意見が交わされたところでございます。区の回答でございますが、子どもの権利につきましては、名称に用いるとともに、子どもの権利について普及啓発を図るとしてございます。また、名称には区内の公立・私立中学校の児童・生徒の方々へのアンケートで最も多く支持を集めた「幸せ」を加えることとしてございます。

次です。2ページ目から総則というのが始まるわけでございますが、ナンバー5の意見に対する区の考え方でございます。条例では、権利の主体である子どもがなすべき義務といったような形での規定、できるだけ回避するというような形を示してございます。

次です。4ページに進みます。言葉の意味についてでございます。この項目に関しまして、区の考え方、総じて申し上げますと、区民という言葉には、これは事業者を含むとしてございます。また、区民・子どもについては、広く北区に関わりがある方を対象とできるように規定してございます。

さらに5ページのほうのナンバー16のほうのご意見、ご覧いただけますと、「育ち学ぶ施設」といったような言葉、用いてございます。今後こういった「育ち学ぶ施設」、こういった施設の多様化が進むことに備えるとともに、子ども条例に関する先行自治体のほとんどがこの表現を用いていることから、北区でも同様に規定することとしてございます。

次です。5ページで、子どもの大切な権利についてでございます。ナンバー17の18では、休息する権利、文化・芸術・スポーツに触れ親しむ権利について、もっと踏み込んだ言い方をしてはとのご意見をいただきました。区の考え方といたしましては、子どもの権利に関する条約に定められた権利、その表現等を参考に規定を設けるとしてございます。

また、20番でございます。「繰り返し挑戦できる」を「失敗してもやり直せる」に変えるべきとの意見いただきました。区としては、子どもが失敗と捉えてしまうようなことであっても、大人は子どもの成長の一過程と前向きに捉えることが望ましいと考えまして、このような案文、作成してございます。

ただし、子どもにとっては失敗と捉えてしまう向きもあることから、前文のほうの子どもからのメッセージについては、失敗を恐れず、繰り返し挑戦できるといったような言い方、入れてございます。

次です。9ページのほうまでお進みいただけますでしょうか。「子どもの意見を求めるための会議」に進みます。この項目では、全体的に子どもが主体となる「こども会議」を設置し、幅広く参加者を募ってほしいといったようなご意見、寄せられてございます。

区の考えでございますが、子どもの主体性の尊重について規定し、より充実した内容での取り組みの研究に努めるとする一方で、現在行っております中学生モニター会議等におきましては、公募等により参加者を広く募る形を実施している他、その成果及び参加者の満足度も高い取り組みということで、引き続き実施したいといったような考え方を述べてございます。

次、13ページお進みいただけますでしょうか。子どもの権利委員会についてでございます。この委員会、区長の諮問などを受けても独自に調査、審査、提言を行えるようにといったような意見がございました。区としては、こちら区長の付属機関である委員会が独自に調査、審査、提言等を行うといったことは想定してございません。ただし、子どもの権利等に関する区の取り組みに対して広くご意見をいただき、改善等に生かすことができるようにと考えているところでございます。

次です。16ページのほうお進みいただけますでしょうか。子どもの権利擁護の項になります。区民意見では、子どもの権利擁護委員が直接子どもの権利侵害を受けていることについて、関係者に救済等を要請するのではなく、加害者等に直接働きかけるようにしたほうがよいといったようなご意見いただきました。

区といたしましては、子どもの権利擁護委員の役割というのは、これは関係者に救済等を要請することで、権利侵害の救済を図る取り組みといったようなことで考え方を示してございます。

21ページに進みます。子どもの権利の普及啓発でございます。この項目では、全体として、子どもたちへの働きかけ、また大人たちに対しては、乳幼児も子どもの権利の主体となることへの普及啓発、また、育ち学ぶ施設の職員等への普及啓発等についてご意見をいただきました。次年度の当初予算案では、出前講座など盛り込むこととしてございますが、適宜適切な方法により積極的に取り組みを進めたいと考えてございます。

25ページ、お進みいただけますでしょうか。102番、ご覧いただけますでしょうか。すみません、25ページじゃなくて27ページ、お進みいただけますでしょうか。

115番以降の質問でございます。今回いただいたご意見では、区の策定の取り組み、主に「子ども・子育て会議」を中心に行った基本的な考え方の検討等に対して賛同の意見、数多く寄せられたということでございます。

次です。29ページ、ご覧いただけますでしょうか。29ページ以降でございますが、子ども向けホームページから提出されたご意見になります。特に35ページ以降についてでございますが、子どもたちからは、条例についての意見というよりは、個別の区の取り組みであったり、また、ご自身の体験、そういったことをいろいろ記述いただくといったことが多くを占めました。

区の考え方ですが、これら意見につきましては、各関係部署に伝えまして、今後の施策の参考とすることはもちろんでございますが、これからも区政推進に当たり、子どもたちに意見をお寄せいただけるような取り組み、進めてまいりたいと考えてございます。

以上、雑ぱくではございますが、ご説明とさせていただきます。

清正委員長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

本間委員

本間委員 この今のご説明だけではなくて、3つのパブリックコメントを通して、今課長からもお話ございましたが、委員の一人として見落としている点もあったことを大変、読みながら反省を私自身もしたところ です。また、このように丁寧に読み取って、ご意見を下さる区民の方がいてくださることを大変ありがたくも思ったところ です。

今後これ、それぞれにまとめて発信していくということになりますが、あるお子さんからのご意見にもありましたけれども、自分たちの表明した意見が生かされているということの多分手応えを今感じてらっしゃると思うので、今後実際に各部、各課のほうで事業として進めていく時に、またいろいろな形でそのフィードバックできるような、お子さんたちが、あの時言ったことが言葉になって、そして北区の中でこのような事業として生きてるということが、生かされているということが実感できるように伝えていくことが大変大事だと思いますし、皆さまもそのように願ってらっしゃるというふうに思います。

そういったことの広報活動を含めて、参加型の区の在り方といったようなものの形をつくっていく、大きな一つの基礎となっていくとありがたいなというふうに思っています。

今回このように丁寧にまとめてきたプロセスそのものも、北区の方々が関わる活性化にもつながっていきますし、そのプロセスこそこういったことに目を向ける大事な過程であったというふうに思いますので、今後はまとめたものをどう生かしていくのかというあたりが大事なところだというふうに思いますので、私も関わっていく中で、気が付いたことはまたお伝えをさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

清正委員長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(質問・意見なし)

清正委員長

それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第12、報告第7号「令和6年4月期の保育園入所申込状況（一次審査）と今後の待機児童解消策について」です。子ども未来課長から説明をお願いいたします。

子ども未来  
課長

すみません。引き続き報告をさせていただきます。令和6年4月期の保育園入所申込状況と今後の待機児童解消策でございます。

要旨につきましては件名のとおりですので、項目2からの説明とさせていただきます。（1）の新規申込者数でございます。前年度比で1歳児について増加がありました。（2）の入所保留者につきましても、1歳児の保留者数は増加してございます。

（3）（4）の表を見ますと、1歳児を除く、0、2、3、4、5につきましては、全体として昨年度以上に保育所の定員の空きが課題となる見込みとなっております。

一方で、1歳児につきましては、待機児童の発生という観点からは、前年度よりもよろしくない状況にはなってきているんですが、ただ、入所保留者のうち、入所保留者、今年270名出てるんですが、270名のうち約半分につきましては、いわゆるゼロ点審査といいまして、育児休業を取得、これを勤め先に提出するというか、保育所には申し込んでるんだよ、といったようなことを単純に証明するがためだけに申し込んだ方でございます。そうすると大体135名ぐらいの方が、入りたい方がいて、二次募集枠ということですので、172あるので、基本的に数は足りてると思っております。

地域のこととかもありますので、待機児童発生、今年はなかったわけでございますが、今の時点で絶対出ないといったようなことは申し上げられないんですが、ただ、出たとしても非常に数は少ないだろうといったような見込みでございます。どちらかという、他の歳児では、よっぽど今年以上に保育園の空きのほうが課題となるような、そのような状況でございます。

裏面のほうご覧いただけますでしょうか。①から③まで、区内の就学前人口をお示ししてございますが、昨年度に引き続き、この就学前人口の数につきましては減少が進ん

でいるといったような状況でございます。

最後に項目3番でございます。今後の待機児童の解消の考え方でございますが、昨年度と変更はございません。このような状況を踏まえまして、新たな私立認可保育園の公募誘致につきましては、昨年引き続き見送ることといたしまして、ただ二次審査の申し込み状況等を踏まえまして、必要に応じて対応策を検討することといたします。

以上、ご説明申し上げました。

清正委員長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質問・意見なし)

清正委員長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

本件に関する報告は終了させていただきます。

次、日程第13、報告第8号「和解について」です。子ども家庭支援センター所長から説明をお願いします。

子ども家庭支援センター所長

子ども家庭支援センターです。私からは、日程第13、報告第8号「和解について」ご報告いたします。

ページをおめくりいただきまして、1ページをご覧ください。反対給付の支払い遅延に関する損害賠償額の決定を行ったものでございます。専決処分年月日、令和6年2月5日、決定額、1万592円、相手方は板橋区在住区民でございます。

事故の概要につきましては、令和4年度の心理相談員の休業に係る民法第536条第2項に基づく反対給付の支給で発生した遅延利息金の支払いを行うものでございます。

詳細につきましては、ページをおめくりいただきまして2ページ、添付資料にお示しのとおりでございます。

雑ぱくではございますが、私からの報告は以上でございます。

清正委員長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質問・意見なし)

清正委員長

それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和6年第2回教育委員会定例会を閉会させていただきます。